滋賀電力株式会社	0.000474
シナネン株式会社	0.000374
芝浦電力株式会社	0.000747
湘南電力株式会社	0.000564
昭和シェル石油株式会社	0.000408
新電力おおいた株式会社	0.000565
新日鉄住金エンジニアリング株式会社	0.000682
須賀川瓦斯株式会社	0.000452
鈴与商事株式会社	0.000496
生活協同組合コープこうべ	0.000526
泉北天然ガス発電株式会社	0.000281
総合エネルギー株式会社	0.000660
大一ガス株式会社	0.000570
大東エナジー株式会社	0.000497
ダイヤモンドパワー株式会社	0.000372
太陽ガス株式会社	0.000580
大和エネルギー株式会社	0.000078
大和ハウス工業株式会社	0.000549
中央電力エナジー株式会社	0.000499
テス・エンジニアリング株式会社	0.000645
テプコカスタマーサービス株式会社	0.000285
東京エコサービス株式会社	0.000150
東京急行電鉄株式会社	0.000530
東燃ゼネラル石油株式会社	0.000479
凸版印刷株式会社	0.000510
長崎地域電力株式会社	0.000370
にちほクラウド電力株式会社	0.000578
日産トレーデイング株式会社	0.000319
日本テクノ株式会社	0.000418
ネクスト・エナジー・アンド・リソース株式会社	0.000000
パシフィックパワー株式会社	0.000643
パナソニック株式会社	0.000539
はりま電力株式会社	0.000527
日立造船株式会社	0.000188
プレミアムグリーンパワー株式会社	0.000000
北海道瓦斯株式会社	0.000617
本田技研工業株式会社	0.000499
丸紅新電力株式会社	0.000493
〃サワホーム株式会社	0.000527
三井物産株式会社	0.000519
〃ツウロコグリーンエネルギー株式会社	0.000443
水戸電力株式会社	0.000525
宮崎パワーライン株式会社	0.000543
みやまスマートエネルギー株式会社	0.000574
みんな電力株式会社	0.000608
森の電力株式会社	0.001402
リエスパワー株式会社	0.000000
リコージャパン株式会社	0.000353
緑新電力株式会社	0.000448
和歌山電力株式会社	0.000474
ワタミファーム＆エナジー株式会社	0.000520

○国土交通省告示第千四百四十三号

特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十五条の二の三第一項各号、第十五条の三の二第一号及び第三号並びに第十五条の三の三第一項の規定に基づき、液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十六号）等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示等の一部を改正する告示

（液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示の一部改正）

第一条　液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十六号）の一部を次のように改める。